

移転価格税制 CNI提言

エリエッチ・リベイロ

KPMG

eribeiro@kpmg.com.br



移転価格税制－CNIの提言

■ FET(取引企業フォーラム)が発表した CNIの提言内容

- **目的⇒** 以下のような日常的に発生している遵法の困難さ、あるいは税計算の誤差といった問題点緩和のための現行法の部分的見直し。
- **セーフハーバーの適用不能(国税庁通達1312/12号48条)⇒** 左の条文によるとセーフハーバーは国外関連者への輸出純売上高が年間輸出売上高の20%を超えない法人に限られる。
- **輸入コストへの為替変動の影響⇒** CNI提言は為替変動の輸入コストへの影響をなくするための係数導入を提案している。
- **コモディティー輸出入事業者へのTP適用ルールに関する明確化⇒** 2012年に発効したコモディティーに関するTP適用ルールを簡素化ならびに明確化するための見直しを提案。
- **コミッションの支払い⇒** コミッションの支払および受領に関して契約上の割合適用を容認する改正を提案。

BEPS – 税源浸食と 利益移転



BEPS – 税源浸食と利益移転

BEPSとOECD

世界各国政府がBEPS現象を回避する手段を講じることを優先課題に掲げています。OECD加盟国およびG20メンバー国は15の行動計画からなるBEPS行動計画導入に協調して、BEPSを招くような節税対策に対抗してきています。

OECDの狙い

BEPS行動計画は経済活動および価値創造との税務の再調整により税収確保に留まらず、BEPS導入に関するコンセンサスに基づく共通的な国際税務規範の作成を目指しています。つまり、納税者に対してより大きな安全と予測可能性を提供することにより、課税所得を守ろうとするものです。

期待効果

最重点は二重非課税の排除。

BEPS – 税源浸食と利益移転

■ ブラジルが採用するBEPS行動計画の内容

- **行動計画5⇒** (i)優遇税制の適用資格として実質的な経済活動を有することを要求する。(ii) そのような制度に関するルール決めについての情報交換を義務化するなど透明性レベルを高度化すること(通達1.658/16号)。
- **行動計画13⇒** 国別報告書(CbCR: *Country by Country Report*)による多国籍企業グループの各所在国における情報報告の義務化。その主要な目的は(i) グローバルな視点を提供し、同一経済グループ内で行われる取引の透明性を向上する。(ii) 各国の税務当局間の情報交換を促す(通達1.681/16号)。
- **行動計画14⇒** ブラジルも調印する所得税の二重課税防止のための国際協約あるいは条約における相互協議(通達1.669/16号)。
- **行動計画15⇒** BEPS作業部会への加入および同部会の指導に則った二国間租税条約変更に関心を示す国をサポートするための多国間協定の調印。

BEPS – 税源浸食と利益移転

■ 予定される行動

- **電子経済(行動計画1)⇒**電子商取引やネット上での商取引に対する課税。
- **ハイブリッド・ミスマッチ(行動計画2)⇒** 金融商品や事業体に関する複数国間における税務上の取り扱いの差異(ハイブリッド・ミスマッチ)効果の無効化。
- **利子控除制限措置(行動計画4)⇒** 過少資本税制(*Thin Capitalization*)のルールの一統。
- **移転価格税制と価値創造の一致(行動計画8～10)⇒** 無形資産やマネジメントフィーに関する価値創造あるいは取り扱いの策定。
- **義務的開示制度(行動計画12)⇒** 納税者の自己申告

BEPS – 税源浸食と利益移転

- **電子経済(行動1)⇒ 直接課税および間接課税**
- この行動計画は電子経済に関する取組と同時に、無形資産、税務管轄の存在、クロスボーダーなバーチャルビジネスにおける所得の把握といった概念に関する理解の標準化を目指します。

BEPS – 税源浸食と利益移転

- ハイブリッド・ミスマッチ(行動計画2)⇒金融商品や事業体に関する複数国間における税務上の取り扱いの差異(ハイブリッド・ミスマッチ)効果の無効化。
- ハイブリッド・ミスマッチとは、金融商品あるいは資産や事業体の移転などに関する複数国間における税務上の取り扱いの差異を利用して「二重非課税」あるいは課税の繰延を得ようとする行為です。
- 行動計画2は、同一の経費に複数の控除を得る「二重控除」、あるいは他国の税金に相当する課税が存在しない第三国で控除を得ようとする行為などを否認するためのモデル規定の策定。

BEPS – 税源浸食と利益移転

- 利子控除制限措置(行動計画4)⇒過少資本税制 (*Thin Capitalization*) のルール統一。
- 経済的に見るとEBITDAに対する利子と同等の支払利子の控除率を制限する、つまり固定割合ルールに基づいた措置を取ります。

BEPS – 税源浸食と利益移転

- **移転価格税制と価値創造の一致(行動計画8～10)⇒無形資産やマネジメントフィーに関する価値創造あるいは取り扱いの策定。**
- OECD推奨モデルを採用する各国の移転税制法のベースとなるアームズ・レングス原則が脆弱性を示す状況が現れています(例えば、無形資産の取り扱い)。
- 行動計画8-10では、国際企業グループ内の付加価値の移転は利益移転になることに注目し、アームズ・レングス原則を強化することを提案しています。

BEPS – 税源浸食と利益移転

- **行動計画8⇒** 動産として定義される算定の困難な無形資産に関する移転価格ルールを策定する。
- **行動計画9⇒** 関連者間のリスク移転を扱う。
- **行動計画10⇒** 他のリスクの高い取引に関するルール策定。(i) 商業目的でない取引から得られた利益の移転、(ii) 多国籍企業グループ内で一番ビジネスの大きい会社の利益を移転させるような行為、(iii) グループ会社間の支払(例えば管理業務の支払、つまりコストシェアリングと本社経費)を用いて課税所得の侵食を図ること。

BEPS – 税源浸食と利益移転

- 義務的開示制度(行動計画12)⇒ 納税者の自己申告
- 過去に暫定措置MP 685/15 号が試みたが法令化には至らなかった。
- OECDの行動計画12の承認により、ブラジル国税庁も同制度を導入することが期待される。しかし、文言については再検討されるであろう。

BEPSの展開

■ ブラジルのOECD加盟

- ブラジルの要請は加盟35カ国全会一致の承諾を得なければならない。
- 加盟が承認された後、OECDの規則・基準に沿って法改正をするためのロードマップを作成する。
- 税務、貿易、農業等全23委員会の承認も得る必要があり、通常3～4年かかる⁽¹⁾
- ブラジルの政局および法改正の行方が交渉を大きく左右する。
- ブラジルの移転価格税制法に何らかの改正を要求される可能性がある。一方、ブラジル国税庁はブラジルがG20メンバー国として参加するBEPSフォーラムにおける議論でブラジルのBEPS法は承認済みと主張しているが。

1) 出典: BBC Brasil.

ご清聴
ありがとうございました。

